

(7) 府営公園指定管理者による収支報告の不備

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容												
都市整備部 鳳土木事務所 (指定管理者・浜寺公園指定管理グループ)	<p>1 府営公園指定管理者(以下「指定管理者」という。)は、指定管理期間中の毎年度終了後60日以内に事業報告書を府に提出する必要がある。しかしながら、浜寺公園の指定管理者である浜寺公園指定管理グループが府に提出した平成24年度の実業報告書に記載された収支状況の金額が、浜寺公園指定管理グループの管理する会計帳簿の最終確定額と一致していなかった。</p> <p>これは、浜寺公園指定管理グループが期限内に事業報告書を提出することを優先させた結果、減価償却や消費税計算等の決算整理仕訳を概算額のまま計上したことなどによるものと考えられる。</p>	<p>1 浜寺公園指定管理グループは、事業報告書に記載された収支状況の数値を毎年度終了後60日以内に確定させ、会計帳簿の最終確定額と整合する正確な収支報告を府に提出されたい。</p>	<p>1 浜寺公園指定管理グループは、平成24年度の実業報告書について、会計帳簿の最終確定額と整合する修正後の収支報告を府に提出した。</p>												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>事務所運営費</th> <th>光熱水費</th> <th>維持補修・修繕費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業報告書上の記載</td> <td>156,913千円</td> <td>73,865千円</td> <td>33,309千円</td> </tr> <tr> <td>会計帳簿上の記載(最終確定額)</td> <td>150,318千円</td> <td>75,374千円</td> <td>31,092千円</td> </tr> </tbody> </table>		事務所運営費	光熱水費	維持補修・修繕費	事業報告書上の記載	156,913千円	73,865千円	33,309千円	会計帳簿上の記載(最終確定額)	150,318千円	75,374千円	31,092千円		
		事務所運営費	光熱水費	維持補修・修繕費											
事業報告書上の記載	156,913千円	73,865千円	33,309千円												
会計帳簿上の記載(最終確定額)	150,318千円	75,374千円	31,092千円												
<p>2 事業報告書における人件費は、浜寺公園の管理業務に直接的に従事する者に支払われた金額を個別に集計したものではなく、浜寺公園指定管理グループの構成員である一般財団法人大阪府公園協会が管理する府営公園(10公園)に従事する者全員の人件費総額を人数按分により配賦した金額を当公園の人件費として報告している。このため、浜寺公園の管理運営に実際に要した人件費を表していない。</p>	<p>2 浜寺公園指定管理グループは、当公園に直接的に従事する者の人件費について、実際に支払われた金額を個別に集計し、報告されたい。</p>	<p>2 浜寺公園指定管理グループは、上記収支報告において、浜寺公園に直接従事する者の人件費について、実際に支払われた金額を個別に集計した金額により報告した。</p>													
<p>3 契約書では、府は指定管理者から提出された事業報告書を速やかに確認することとなっているが、上記1及び2のような状況にあり、十分な確認が行われていない。</p> <p>※ 府営公園管理業務契約書 (事業報告書等の提出)</p> <p>第12条 受注者は、発注者に対して、毎年度終了後60日以内に事業報告書を、同じく90日以内に貸借対照表、損益計算書、財産目録又はこれらに相当する書類を提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると認めた場合は、この限りではない。</p> <p>2 事業報告書に記載する内容は、指定管理者の名称、主たる事務所の所在地、代表者氏名並びに担当者の氏名及び連絡先、年度の区分、管理業務の実施状況、公園の利用状況、保守点検、修繕その他管理に要した経費等の収支状況、個人情報の保護及び情報公開体制その他発注者が必要と認める事項を記載するものとする。</p> <p>3 発注者は、第1項の事業報告書を受領したときは、速やかに確認を行わなければならない。 (経理の明確化)</p> <p>第14条 受注者は、管理業務の実施に当たり、指定管理者としての業務に係る経理とその他の業務に係る経理を明確に区分しておかななければならない。</p>	<p>3 鳳土木事務所は、指定管理者から提出された事業報告書について、適切に収支報告がなされるよう対処されたい。</p>	<p>3 指定管理者から提出される事業報告書について、適切に収支報告がなされるよう、指定管理者が管理する会計帳簿の数値と整合する正確な収支報告とすることや、公園毎に直接的に従事する者の人件費を計上することなどの内容を盛り込み、平成26年4月1日、「府営公園管理要領」を改正した。</p> <p>また、鳳土木事務所は、指定管理者に対して、改正された「府営公園管理要領」に基づき、適切な報告書を提出するよう指導した。</p>													